

## 成年後見制度に関するご案内

当行への成年後見制度利用のお届けは、成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）に選任された方が以下の書類等をご準備のうえ、お取引店舗へご来店ください。ご来店につきましては、事前のご予約をお願いいたします。なお、ご本人さまのご来店が必要となる場合もございます。

《お手続きに必要なもの》

成年後見制度に関する確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書（発行日から6ヵ月以内）</li> <li>・または家庭裁判所の審判書および確定証明書</li> </ul> ※任意後見制度をご利用の場合は任意後見監督人の選任後にお届けください。	チェック欄
		<input type="checkbox"/>
成年後見人等に選任された方の本人確認書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 個人の方（弁護士・司法書士の方を含みます）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証、個人番号カード等（顔写真付きの本人確認書類）（※1）</li> </ul> </li> <li>■ 法人の方（以下の書類をすべてご準備ください）                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書（発行日から6ヵ月以内）</li> <li>・印鑑証明書（発行日から6ヵ月以内）</li> <li>・実印</li> <li>・来店される方が職員であることが分かるもの（社員証、委任状等）</li> <li>・来店される方の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）</li> </ul> </li> </ul>	<input type="checkbox"/>
通帳（証書） お届け印	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご本人さまのすべての通帳・証書等（※2）</li> <li>・成年後見人等に選任された方が今後取引に使用されるお届け印</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
新規口座開設される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預金者ご本人の本人確認書類（各種保険証等）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
届出書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見制度に関する届出書（当行所定）</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

※1 ・弁護士の印鑑証明書、司法書士の職印証明書によるお手続きも可能です。

・顔写真付きの本人確認書類をお持ちで無い場合は、ご実印が必要となります。なお、この場合は印鑑証明書（発行日から6ヵ月以内）のご提出をお願いいたします。

※2 ・お手元に無い場合は、お手続き時にお申し出ください。

- キャッシュカードのお取扱いについて  
成年後見人等に選任された方に代理権が付与されている場合は、キャッシュカード（代理人カード）の発行が可能です。お手続き時にお申し出ください
- 総合口座、貸金庫を利用される場合  
後見監督人が選任されている場合で、総合口座貸越ならびに貸金庫をご利用されるときは監督人の署名・押印も必要となります。
- その他  
ダイレクトバンキング（インターネットバンキング）、口座振替受付サービス、デビットカード等ご利用いただけないお取引がございます。